

平成5年度
中央公民館の
教室・サークル

受講希望者は、希望教室・サークル、住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、市立中央公民館（大塚甲2125）へ直接またはハガキで申し込みください。
 申し込み締切日 3月31日（火）
 ※場所の指定がないものは、いずれも中央公民館で行います。お問い合わせは、市立中央公民館（☎3498）まで。

教室

日	時	講師	場所	金 費	
和紙染色とちぎり画	第2金曜・第4土曜	19:00~21:00	高橋君代	大塚公民館	1ヵ月 4,000円

サークル

日	時	講師	場所	金 費	
三味線・太鼓	第1・2・3水曜	19:00~21:00	高橋君代	大塚公民館	1ヵ月 4,000円
囲碁	毎週月・水・金曜	13:00~17:00	河野保		2ヵ月 1,000円 ※入会金 1,000円
墨 絵	第1・3水曜	13:30~15:30	西本倍崇	大塚公民館	1ヵ月 1,000円 ※運筆小、墨、硯、筆洗い、絵皿、古新聞、筆拭い布、文紙、画用紙など持参。
編み物（手編み）	毎週月曜	9:30~15:30	高橋克子		1ヵ月 2,000円
ヨガ（昼の部）	毎週木曜	10:00~12:00	安岡芳徳		3ヵ月 2,000円
ヨガ（夜の部）	毎週月曜	19:00~21:00	安岡芳徳		3ヵ月 2,000円
茶道（長千家）	第1・3水曜	18:00~21:00	松木末亀	後免町公民館	1ヵ月 1,000円
喜多虎器曲	毎週木曜	19:00~21:00	野村幸太郎		1ヵ月 3,500円
女声コーラス	毎週金曜	19:30~21:00	西本佳奈子	大塚公民館	1ヵ月 500円
華道（昼の部）	第1・1・3水曜	13:00~15:00	池本登子		1ヵ月 2,500円
華道（夜の部）	第1・1・3水曜	19:30~21:00	池本登子		1ヵ月 2,500円
※昼、夜の部とも材料代は別に必要です。花器は各自持参してください。					
市民句会	第1土曜、第3火曜	19:00~21:00	森 武司		1回 300円
詩 舞	毎週土曜	19:00~21:00	井上笑子		1ヵ月 2,500円
陶 芸	毎週木曜	19:00~21:00	野村幸太郎		1ヵ月 1,500円
※入会金 5,000円 材料費などは別途負担					
洋 画	毎週水曜	19:00~21:00	藤崎幸雄	大塚公民館	3ヵ月 6,000円
洋 裁	毎週木曜	9:30~12:00	木下真理子	日大塚女学院	1ヵ月 2,000円
詩 吟	第1・2・4火曜	19:00~21:00	島村辰彦		1ヵ月 1,000円
読 書	第1・3火曜	14:00~16:00	田岡信雄		1ヵ月 1,000円
さつき教室	第2・4日曜	9:30~12:00	小松和夫		1ヵ月 1,000円
民 謡	第2・4金曜	19:00~21:00	高岡希三		1ヵ月 1,000円
大 正 琴	第3金曜	13:00~15:00	岡崎素輪	大塚公民館	1ヵ月 500円
写 真	第4金曜	18:00~21:00	木田貴士		1年間 3,000円
話 し 方	第1・3火曜	19:00~21:00	高市朝彦・吹米幸一郎	大塚公民館	1ヵ月 1,000円

平成5年度 合併処理槽設置整備事業補助金

市では快適な生活と美しい環境をつくる生活排水対策の一つとして合併処理浄化槽の設置者に対して補助制度を設けております。

平成5年度に合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度により合併処理浄化槽の設置を希望される方は申請をしてくださいます。

● 補助対象者 平成5年3月1日より平成6年2月20日までに次に掲げる補助対象地域に合併処理浄化槽の設置を予定されている方

● 補助対象地域 下水道認可区域以外の地域で、市の区域の全域

● 提出書類 補助金交付申請書、浄化槽設置届け受理書または建築確認通知書の写し、所有権を証する書面、住宅および土地を借りている者は賃貸人の承諾書、設置場所の案内図、その他市長が必要と認める書類

● その他 補助金交付決定前に工事着手された方は、補助対象外となりますのでご注意ください（浄化槽本体工事および配管工事）

人 槽 区 分	補助限度額
5 人 槽	309,000 円
6~7 人 槽	463,000 円
8~10 人 槽	824,000 円
11~20 人 槽	824,000 円
21~30 人 槽	824,000 円
31~50 人 槽	824,000 円

※お問い合わせは生活環境課環境公害係（☎市役所内線342）まで

民生児童委員です

~お気軽に相談を~

担当地区	氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号
朝日北町・中野上・中野下	山本 豊	62-3152	東崎東町・折年	山本 豊	64-4222	坂の内	小川昌典	64-4192
奈良東町・野副	宮本忠夫	62-1914	東崎西町	山田俊雄	64-3025	三子・津和野	沢田健男	64-4194
一法木・小倉	矢野英子	62-1301	* (津和野)	清瀬 道	64-2634	本村・吉町	東村通夫	62-2179
小倉・磯の下・藤井	中野賢郎	62-1320	* (日吉町)	吉村玉恵	64-2015	東町・出町	北村忠夫	64-3180
島ノ川・高尾・大塚東・中島川	菅川茂雄	62-3182	一区	青藤博行	64-2181	土田・中塚・大塚	小松真子	64-2187
上八坂・下八坂	堀内芳子	62-1252	二区	林岡 幸	63-2827	高尾・吉和・津田	東村俊子	63-3187
亀ヶ	坂本秋子	62-1224	三区東	長田登美子	64-4197	下塚内南	小松美実	63-1166
成合・天行寺	岡崎清隆	62-1147	三区西	川村和孝	63-3739	野崎前橋・上塚内	野崎健男	63-2171
外山	岡井薫子	62-0765	四区・五区	西本和彦	64-2185	下島	菅原一朗	65-1180
才吉・岩崎	白川洋一	62-1834	六区東	藤田一夫	63-0181	久枝	山本真直	65-8170
津の土屋・石堂	下田健男	62-0540	六区西	門田博子	64-1727	前浜里組	上原俊英	65-8183
津田町	吉井寿典	62-0718	七区東	吉村一兵	63-1391	西組	濱田清作	65-8142
津田北・西	松本幸子	62-0724	七区西	西田正重	63-2005	中組	西山博史	65-2162
津田中・西北・西南	岡崎泰広	62-0754	八区・小山田東	中山真子	64-2379	寺家・久保	中澤健吾	65-8123
津田東	安藤 茂	62-0087	八区・折年西	東田 美	64-2624	東組	竹中重雄	65-1187
△丸田東	久丸野原	62-1838	栄町	宮本良水	64-2632	西組	藤田清孝	65-8158
△丸田・中島北・中島北・中島南	徳橋 道	62-0313	中町	藤本 正	64-1607	三和町組・南組	松本善佐子	65-1185
△丸田北・高石	吉平礼子	62-1120	中ノ町・吉町	川田光城	64-2307	岡上・北組・寺山	門田 晃	65-8112
領北・中洲	北村 公	62-0759	下野田	中村幸三	64-4718	小田村・上塚・家尾	中澤孝子	65-8189
中島町・常道寺島	横田貞子	62-1280	上野田	石原信守	63-1189	土田・野沢	山岡善花	65-2103
定村寺	藤崎正之	64-4653	西野田	藤崎敏夫	63-4388	立石・尾崎	浜田有美	65-1184
中島沖・三島	竹内昌子	64-2828	野田江・東野	藤田芳雄	63-3392	野坂・長田	八松昌雄	65-1150
小塚	藤原薫子	62-5901	西野	中島芳雄	63-4038	本村・中田	中村健之	65-8175
藤原	山本正明	64-3202	福田町	野島勝子	63-2181	八坂・新工所	浜口貞貴	65-2192
藤原田	金堂善二	64-0247	福地	久部田勇	63-3737	野田・丸山	中嶋 誠	65-2177
八幡	西原和子	62-0389	津田町・津川	宮地寛夫	64-4562	小久保・野々子	宮田 俊	65-1131
磯本	横田昌雄	64-4481	津・田井・折中	清瀬佳代子	63-2539	土田ノ谷・中子	久丸昌典	65-1187
小倉・江村・吉田	松崎清夫	62-4344	山崎・八木	清瀬操一	64-1583	千田木・立石	中澤孝子	65-8171
笠の川	荒瀬妙子	62-0131	津和野東・大塚甲	清瀬善村	64-2778	西谷	藤原彰子	65-2183
園公	高村幸貴	62-1848	津和野	新井信子	64-4927	北組・長谷	村上 敏	65-8159
左木山	乾 たづ	62-0447	野吉中	中岡俊夫	63-2028	津山・新橋	藤野善典	65-1177
北江・城東	島村敏重	62-0163	野吉西	松本伸二	63-2891	津和野・4和	中沢誠一	65-0174
新野町三丁	中村健彦	63-3478	津和野東・西	藤原善典	64-4043	大塚東・西和・津和野	島田 平	65-2197
南関山・西川	竹村義弘	64-3624	津和野北	池本淳子	64-4937	東野南・西野南	土屋 真	65-1113
北関山・南三島	川野武司	64-4303	津和野	津田 吉	63-0137	北組・1・2組	村田寿子	65-1187
上塚・下塚・上ヶ崎	藤野 正	64-2250	津和野・生吉野	清瀬利美	63-3566	津ヶ丘一丁目	藤 三郎	65-5101
西島・吉田・北小島	島田真一	64-4383	福地	新田昌美	64-2637	* 二・三丁目	島田真一	65-5175

全国一斉に
春の火災予防運動実施
三月一日〜七日

火の用心!! 地域の安全

春は火災の多いシーズンです。この時期は、たいへん空気が乾燥し、また風の強い日が多いことから、ちょっとした不注意から大火になります。火災を出さないために次のことに注意しましょう。

- ◇寝る前、外出前の火の元の点検を励行しましょう。
- ◇てんぷら火災をなくすため、電話をかけた時は「火、火を使っていますか」の一言運動を励行しましょう。
- ◇タバコやタバコの投げ捨てをしない。
- ◇風の強いときはたき火をしない。
- ◇家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ◇火が出たその時、なすべき事は…
- ◇早く知らせる。
- ◇大声で隣近所に助けを求め、119番通報は落ち着いて、あわてずして声の出ないときは、バケツなど音のでる物をたたき、早く消す。
- ◇初期消火に全力をあげる。
- ◇消火器は落ち着いて正しく使用する。
- ◇早く逃げる。
- ◇火より煙が怖い。煙にまかれる前に逃げる。
- ◇いったん避難したら、建物の中にもとらない。

※この三つの順序は、その時の状況次第です。消せたらと思ったら消火に努力してください。火事は初期消火が一番大事です。

ほ場整備事業シリーズ⑧

これからの南国市の農業に必要なほ場整備。シリーズで掲載中です。

ほ場整備一問一答

Q24 暗渠排水路の幅、構造は
A24 径は10cm以下で塩化ビニール製が一般的に多い。

Q25 整地工の手順、方法は
A25 表土をばらき、基礎・畦を計画高さで整地築造して表土を戻します。



Q27 排水路の幅、構造は
A27 排水路も流入面積によって異なりますが、原則としてコンクリート柵渠（二面コンクリートで、底張りはない）で施工します。

Q28 現在石積みあるいはコンクリートにしてある畦畔はどうなるのか
A28 この点が一番納付したいことですが、今の制度では全部土畦にしか復旧できません。

Q29 個人の基本となる面積は、台帳かそれとも実測か
A29 一般的に台帳です。実測するとその費用は全額農家負担となります。

Q30 現況面積でできないか。また、その場合の問題点は
A30 できる。ただし、その調査測量費（約1万8千円/10a）は全額個人負担となります。

Q31 台帳の場合、綿伸びの多い水田はどうするか
A31 ケース・バイ・ケースで土地改良区が決めることですが、一概にはいえません。例としては、換地工区を分けて同じ伸びの工区内で換地配分する方法があります。

Q32 現況の土地と工事後にもたらされる土地の価値評価はどうするのか
A32 換地評価委員が標準地を選定し、農業経営上一般に重要と認められる項目（例えば、土性・月水・日照・排水・区画・形状・農道など）を定めて、標準地より増減点評価をします。

Q33 基本区画面積より小面積の所有者はどう取り扱うのか
A33 小面積であっても標準区画を横断りにし、道路・水路に接するように配置できます。

Q34 事業計画地域内にある宅地や基地はどうするのか
A34 移動できるものは一カ所に集めて移動するが、全部農家負担となる。また、そのまま点在させておくこともできます。

Q35 畑地、山林、原野の取り込みはできるのか
A35 できます。ただし、畑地はいりませんが、山林・原野、あるいは空地など非農用地を取り込む場合は、所有権だけでなくその他使用収益権者など全員の同意が必要で、

Q36 高圧線下の土地の取り扱いは
A36 地役権が設定してある高圧線下の土地の換地配分にあたり電力会社との補償金の問題があり、なるべく高圧線下の従前の農家に換地する方が良いでしょう。



新しい水道料金

水道料金は、昭和五十六年に改正されて以来十一年間あまり不変置きのままでしたが、平成四年九月市議会で「水道給水条例の改正」が可決されました。

最近の厳しい経済事情の中で、水道を使用される皆さんに負担増をお願いすることは誠に心苦しいことですが、「市民のための安全でおいしい水の確保」のためと、「ご理解をお願いいたします」。

今後とも事業の能率的な運営に努め、お一層の努力をいたしたいと考えます。

◆ 水道料金表 ◆
(注) 消費税は含まれていません

種別	口径別 n/n	料金 (1カ月につき)				
		基本料金 (円)	水量料金 (1mにつき)			
		1~10	11~20	21~40	41~100	101~
一般用	13	410				
	20	1,010				
	25	1,410				
	30	2,210				
	40	4,110	40円	55円	81円	120円
	50	6,950				145円
	75	14,600				
	100	23,300				
	150	47,100				
	特別用	口径別基本料金は一般用と同じ。1mにつき				

◆ 料金の支払方法 ◆
集金は毎月行っていますが、集金は市の委託する「集金人による方法」と「納付書をお送りする方法」の2種類の方法があります。

水道局としては、特に「口座振替の方法」を奨めています。ご希望される方は、水道局あるいは金融機関にお申し込みください。

◆ 口座を利用すると ◆
指定の預金口座から自動的に振り返られます。

◆ 水道局や銀行などへ支払いに出かける手間が省けます。

◆ 集金日を気にせず、自分の時間を有効に活用できます。

◆ いそがしい方や不在がちの方にはとても便利です。

取扱金融機関は、高知県信用農業協同組合連合会（本部・各支所）南国市内の農業協同組合（本部・各支所）四国銀行（本店・各支店）高知銀行（本店・各支店）高知信用金庫（本店・各支店）労働金庫（本店・各支店）郵便局（本局・各支局）

詳しいことは、水道局または金融機関までお問合せください。

この機会にぜひ便利な口座振替をご利用ください。《水道局電話1234567890》

新しい水道料金は平成五年三月検針分より適用します

平成3年分 農業所得標準

お問い合わせは税務課
市民税係（☎市役所内線
153・154）まで

2. 標準外特別経費
普通田畑所得標準から、次の特別経費が控除されます。
(1) 大農具関係

種別	耐用年数	償却率(定額法)
トラクター	8年	0.125
自脱型コンバイン	5年	0.200
田植機	5年	0.200
通風乾燥機	8年	0.125
農用自動車	4年	0.250
コンクリート畦畔	20年	0.050

以上のようなものの減価償却費が差し引けます。

(減価償却費の計算方法)
購入価格×0.9×
定額法の償却率×事業専用割合
※耐用年数を過ぎたものは償却の対象となりません。

(2) 雇入費、労働力確保の費用、賃料、小作料は経費となりますが、所得申告の際には必ず領収書を添付してください。

※農業所得は収支計算により算出するのが原則ですが、自家消費、経費明細の不明確などで計算できない方は、下記の標準で計算することができます。この標準で計算の際は、収入金額、標準経費は省き、耕作面積、所得金額のみ記入してください。

1. 普通田所得標準 (10a当たり)

地区名	区分	水稲一毛作
上	倉	55,200円
上	岩	55,200円
久	礼	69,900円
岡	豊	79,800円
国	府	76,500円
長	岡	87,100円
野	田	87,100円
大	藤	87,100円
大	岩	93,000円
日	章	87,100円
前	浜	79,800円
三	和	93,000円
稲	生	87,100円
十	市	79,800円

※減収がある場合共済組合の証明があれば所得より差し引いてください。

